

(案)

第2次 弥富市男女共同参画プラン（中間見直し版）

～男女ともに輝けるまちづくりをめざして～

2026 年度～2030 年度

（令和 8 年度～令和 12 年度）

弥富市

序 章

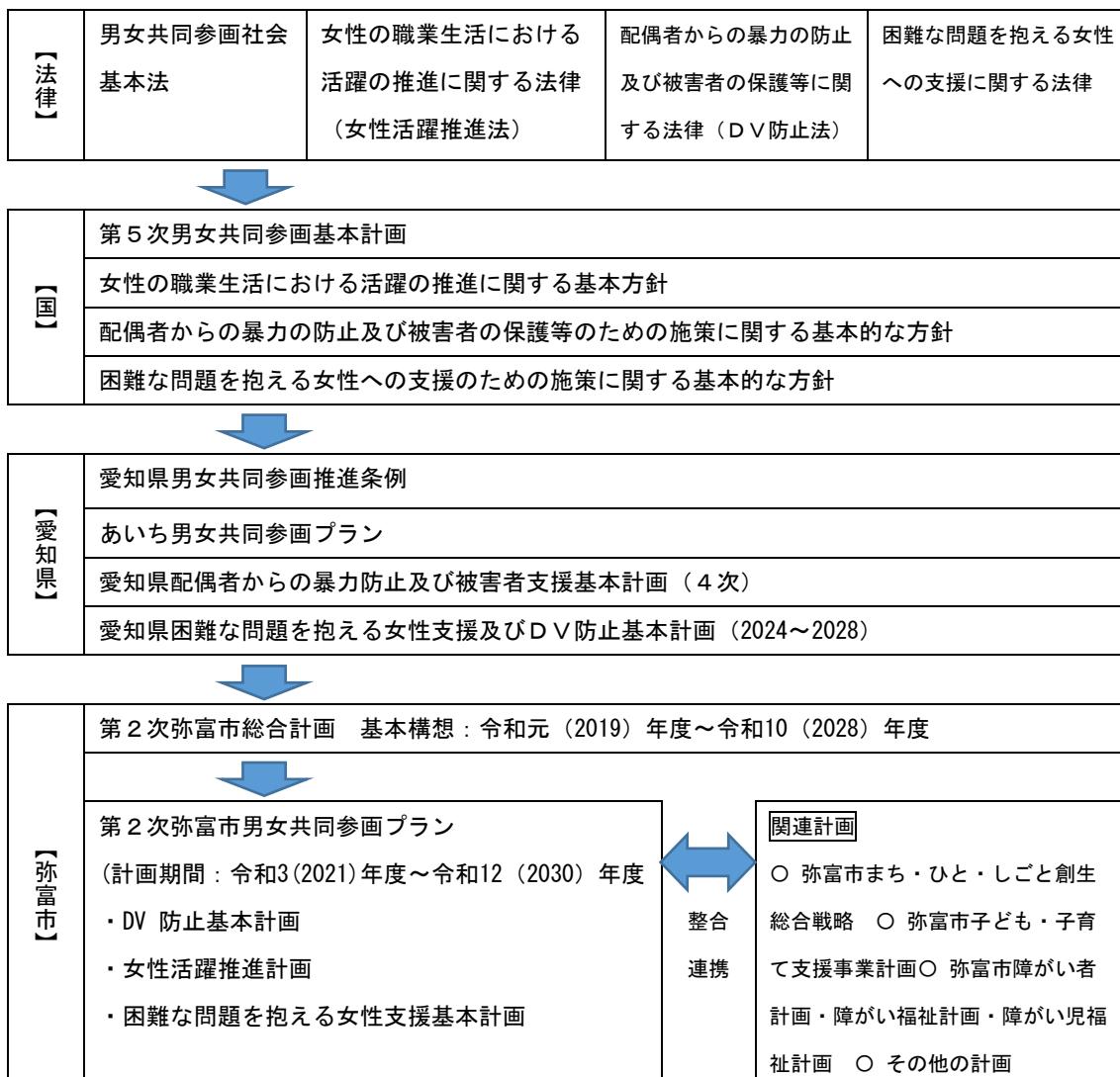
中間見直しの基本的な考え方

1. 中間見直しの背景と目的

第2次弥富市男女共同参画プランは、2021年度から2030年度までの10年間を計画期間としており、中間年度で必要に応じて見直すこととしています。このことから、男女共同参画にかかる社会情勢の変化や法制度の新設、施策の進捗状況等を踏まえ、所要の見直しを行います。

2. 中間見直しの位置づけ（見直しの根拠）

本計画「第4章 計画の推進体制」に基づきます。



3. 男女共同参画を取り巻く、主な社会情勢の変化

- 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月23日施行）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正→保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化などが定められた。（令和6年4月1日施行）
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が公布（令和6年4月1日施行）
- 弥富市ファミリーシップ宣誓制度の開始（令和7年4月1日施行）
- 外国籍住民増加による受入れ環境を整備→多文化共生の推進

4. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

本プランの推進により、SDGsの「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に各項目を意識しながら男女共同参画を推進します。

5. 当初プランを維持する部分と見直す部分

中間年の見直しであることから、「基本目標」や「重点課題」などはプランの骨格として基本的に維持します。

社会情勢の変化や新たな法制度の施行等を踏まえ、新たな対応が求められる事項や現状にそぐわない事業、数値目標など、部分的な修正・削除・追加を行います。また、市の総合計画・後期基本計画との整合性を図るため、最終年令和12年度の文言や数値等を最新の状態に更新します。

6. 第2次弥富市男女共同参画プラン「中間見直し版」の構成

「第1章 計画の策定にあたって」「第4章 計画の推進体制」については当初のプランを概ね適用します。

このため、「第2次弥富市男女共同参画プラン「中間見直し版」では、見直しが必要な「第2章 計画の目指す方向」「第3章 計画の内容」を中心に掲載し、当初のプランの章番号を踏襲した構成とします。

当初プランの構成	中間見直しの構成
第1章 計画の策定にあたって	序章 中間見直しの基本的な考え方
第2章 計画の目指す方向	第2章 計画の目指す方向
第3章 計画の内容	第3章 計画の内容
第4章 計画の推進体制	

第2章

計画の目指す方向

1. 見直しによる変更内容

項目	見直す部分
計画の位置づけ	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法) 第8条第3項に規定する「市町村基本計画」を一体的に策定する旨を追記
計画の体系	新たな計画の位置づけに伴う、重点課題の変更、具体的施策の追加、施策内容の追加、文言修正等
基本目標 1	重点課題②男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習の充実に「性の多様性を尊重する意識の醸成」の文言を追加
基本目標 1	施策の方向ⅡNo.2 具体的施策「市内中学校の制服の選択制の導入」を追加、それに伴う施策内容も追加
基本目標 1	施策の方向 重点課題変更に伴い、No.2 具体的施策「性的指向 (LGBTQ) の理解促進及び困難等の解消」を追加、それに伴う施策内容も追加
基本目標 2	施策の方向Ⅲ 具体的施策No.2、No.3の施策内容の文言修正
基本目標 2	施策の方向Ⅱ 具体的施策No.2 施策内容の追加
基本目標 3	重点課題①DV 被害を含めた困難な問題を抱える女性に対する支援の文言を追加
基本目標 3	施策の方向性Ⅱ、具体的施策No.2 施策内容の追加
基本目標 3	施策の方向Ⅱ具体的施策及び施策内容の文言修正 No.2, No.3 施策内容文言修正とNo.6 具体的施策削除
基本目標 3	施策の方向ⅡNo.9、No.10 の具体的施策追加、それに伴う施策内容の追加
基本目標 3	目標指標の新規追加及び目標値一部修正、指標の削除

2. 計画の体系

目標	重点課題	施策の方向
基本目標1 「や」 弥富を愛する 男女が学び、 育てるまちやとも   	<p>①男女の共同参画意識を高める広報・啓発の推進</p> <p>②男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習の充実<u>及び性の多様性を尊重する意識の醸成</u></p>	<p>I 男女共同参画に関する啓発と情報の収集・提供</p> <p>II 固定的な性別役割分担意識の解消に関する啓発の推進</p> <p>I 男女共同参画の視点に立った教育の推進</p> <p>II 多様な選択を可能にする教育の推進</p> <p>III 多様な性のあり方についての認識を高める教育の推進</p> <p>IV 人格と個性を尊重し合う社会の実現</p>
基本目標2 「と」 ともに活躍し、 ともに支え合う まちやとも  	<p>①あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> <p>②雇用の分野における男女共同参画の推進</p> <p>③多様なライフスタイルに対応した働き方の推進</p>	<p>I 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進</p> <p>II 地域社会における男女共同参画の推進</p> <p>III 家庭生活における男女共同参画の推進</p> <p>I 雇用と就業環境における男女共同参画の推進</p> <p>II 女性の人材育成と能力向上の支援</p> <p>I 仕事と子育て・介護の両立支援</p> <p>II 育児・介護休業制度の普及・啓発</p>
基本目標3 「み」 みんなが安心して健康に暮らせるまちやとも     	<p>①男女間のあらゆる暴力の根絶→ 困難な問題を抱える女性等に対する支援</p> <p>②互いに思いやる生涯を通じての健康づくり</p> <p>③安心して生活できるサービス等の充実</p>	<p>I DV防止や人権に関する意識啓発と教育の推進</p> <p>II 男女間の暴力の予防と相談体制の強化及び被害者への自立支援</p> <p>III セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策の推進</p> <p>IV 困難な問題を抱える女性等の早期発見と早期支援</p> <p>I 生涯を通じた男女の健康づくり支援</p> <p>II 母子保健・親子の健康支援の推進</p> <p>I ひとり親家庭への自立支援</p> <p>II 高齢者・障がい者・外国人等への支援</p>

第3章

計画の内容

P. 18 【追加】

施策の方向Ⅱ 多様な選択を可能にする教育の推進

No.	具体的施策	施策内容	関係課
2	市内中学校の制服の選択制の導入	市内中学校において、性別を問わずスラックス、スカートを選択することができ	学校教育課

施策の方向Ⅳ 人格と個性を尊重し合う社会の実現

No.	具体的施策	施策内容	関係課
2	性的指向 (LGBTQ) の理解促進及び困難等の解消	令和7年4月1日から、「弥富市ファミリーシップ宣誓制度」を開始し、性別、性自認及び性的指向に関わりなく、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができるまちの実現を目指すこととしています。	市民協働課

P. 24 【修正】

施策の方向Ⅲ 家庭生活における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	施策内容	関係課
2	妊娠期の子育てに関する情報提供	「パパママ教室」を実施し、これから父親・母親になる男女に、健康の保持や母性保護、 <u>子育て</u> についての正しい知識の普及を図ります。	健康推進課
3	介護者支援事業の充実	<u>認知症家族交流会を開催し、地域包括支援センターにおいて、認知症介護者相互の交流を図る機会を提供します。</u>	介護高齢課

P. 27 【追加】

施策の方向Ⅱ 女性の人材育成と能力向上の支援

No.	具体的施策	施策内容	関係課
2	起業・創業に関する支援	創業をめざす方への支援と、創業に関心が少ない方へ創業の関心を深めるため、商工会等関係機関と連携し、創業支援等ネットワークを形成し、創業検討段階から創業後5年程度の方を中心に創業・開業に関するセミナーの実施や創業実例紹介コーナーを開設し、あらゆる課題を解決するための専門家による相談・支援制度の拡張を行いながら、開業率の向上、雇用促進を図っていきます。 <u>令和6年度から飲食店等創業支援金交付事業を開始し、新規で飲食店やキッチンカーを始める方に支援を実施しています。</u>	産業振興課

P. 34 【修正】

重点課題① 男女間のあらゆる暴力の根絶

困難な問題を抱える女性等に対する支援

【DV対策基本計画】【困難な問題を抱える女性支援基本計画】

P. 38 【追加】

施策の方向IV 困難な問題を抱える女性等の早期発見と早期支援

家庭の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により生活に困難を抱える女性が安心して生活できるとともに、あらゆる場面に参画できるよう必要な支援を行います。

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	困難な問題を抱える支援対象者の早期発見	啓発カードやパンフレットなどの情報等を窓口に設置するなど、支援対象者が相談につながりやすく、早期に発見できるよう努めます。	児童課
2	困難な問題を抱える女性等に寄り添った相談支援	支援対象者の経済的支援のほか、必要な支援につながるよう、相談支援を行います。	児童課

施策の方向 I 生涯を通じた男女の健康づくり支援

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	からだの健康増進事業の実施	男女がともに 生涯にわたって健やかに暮らせるように、健康に関する意識啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査・検診を実施し、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう支援します。	健康推進課

施策の方向 II 母子保健・親子の健康支援の推進

No.	具体的施策	施策内容	関係課
1	子育て世代包括支援こども家庭センター(母子保健及び児童福祉)の運営	妊娠婦や乳幼児と保護者の相談支援(母子保健機能)、児童・家庭に関する相談支援(児童福祉機能)を一体化し、関係部署や関係機関との連携を図り、支援が必要な家庭に寄り添いながら、様々な支援に取り組んでいきます。	健康推進課 児童課
2	妊娠婦・乳児健康診査の実施	妊娠婦と乳児の健康の保持及び異常の早期発見・早期治療 を行いにつなげ 、子どもの健全な発育・発達を促進します。また、産後うつを早期に 発見把握し 適切な医療やサービスにつなげます。	健康推進課
3	産後ケア事業の実施	産後の に家族からサポートが受けられない 育児不安のある母親と乳児が医療機関に 滞在 や宿泊をし、 母親が 心身ともに休養を取りながら、 沐浴の 育児サポートや授乳等の 育児の相談や指導 を行います。	健康推進課
6	不妊治療対策事業の実施		健康推進課

P. 46 【追加】

施策の方向Ⅱ 高齢者・障がい者・外国人等への支援

No.	具体的施策	施策内容	関係課
9	多文化共生の推進	市民の多文化共生の意識を高めるとともに、市内在住外国人と市民との交流活動や日本語を教える活動など、地域における多文化共生のための活動を支援します。	市民協働課
10	日本語教室の実施	学習者と支援者が共に学び合える体制を充実します。	市民協働課

P. 47 【追加・修正】

指標	現状値 令和12(2030)年度	目標値 (修正後)	目標値 (修正前)
		令和12(2030)年度	令和12(2030)年度
【新規追加】定期的（年1回以上）に歯科健診を受診している率（市民アンケート調査）	65.2%	70.0%	
各種がん検診受診率 (各対象年齢の全住民対象での受診率)	令和元(2019)年度		
・胃がん	8.6%	11.0%	9.6%
・肺がん	9.9%	11.0%	14.8%
・大腸がん	9.9%	11.0%	13.5%
・子宮がん	8.9%	15.0%	12.2%
・乳がん	9.5%	12.0%	15.3%
やとみ健康マイレージ事業の参加者数	328人	360人	410人

※各種がん検診受診率：推計対象者（市町村人口-就業者数+農林水産業従事者数）で受診率を算出していましたが、厚生労働省におけるがん検診の対象者の考え方方が変更され各対象年齢の全住民となりました。

10 弥富市男女共同参画審議会委員名簿

役 職	氏 名	所属及び団体名等	備 考
会 長	鷲 野 明 美	日本福祉大学 教授	
職務代理	鯖 戸 善 弘	中部大学特別講師	
委 員	青 山 光 加	愛知黎明高等学校 校長	
委 員	荻 野 剛 弘	公募委員	
委 員	川 口 悠 子	公募委員	
委 員	佐 藤 忠	人権擁護委員	
委 員	鈴 木 み ど り	女性の会 会長	
委 員	服 部 桃 枝	令和5年度愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生	
委 員	山 田 友 子	商工会 女性部 部長	
委 員	山 本 千 春	令和5年度愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生	

P. 99 【修正】

別表第2 (第6条関係)

総務部参事	総務課長	財政課長
人事秘書課長	企画政策課長	防災課長
税務課長	収納課長	市民課長
環境課長	市民協働課長	商工観光課長 観光課長
十四山支所長	保険年金課長	健康推進課長
福祉課長	介護高齢課長	児童課長
総合福祉センター長	建設部参事	農政課長 産業振興課長
土木課長	都市整備課長	下水道課長
会計管理者	教育部次長	学校教育課長
生涯学習課長	歴史民俗資料館長	図書館長
議事課長	監査委員事務局長	